

中野区公共建築物等における木材利用推進方針

令和元年10月1日付、31中環環第1481号

1 目的

この方針は、中野区内の公共建築物等の整備における積極的な国産木材利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源の涵養などの機能を発揮させるため、木材の有効活用など、木材の循環利用のための取組が必要である。

木材は、断熱性、調湿性に優れており、その特性を生かし、公共建築物等に国産木材利用を推進することで、地球温暖化の防止や循環型社会形成への貢献が期待できる。

3 基本的事項

区内の公共建築物等の整備にあたっては、森林環境譲与税等を有効に活用し、国産木材を積極的に利用する。木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等にあたっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し、建築物の木造化、内装等の木質化を図る。

ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認める場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認める場合

ウ その他、木造化及び内装等の木質化が困難と認める場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備にあたっては、木材及び木材を利用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認める場合

イ その他、木製品の使用が困難と認める場合

(3) 優先して使用する木材

上記公共建築物等の整備にあたっては、次の木材を優先的に使用する。

ア なかの里・まち連携自治体で産出された木材

イ 東京都多摩産材または特別区全国連携プロジェクトに加盟する自治体で、特に中野区と連携を図っている自治体で産出された木材

4 木材利用の啓発及び普及の推進

中野区は、公共建築物等の整備において、木材を積極的に使用することにより、区民等へ木材利用の意義を広くPRし、森林の適正な整備、環境保全意識の醸成に役立てる。